

平成 29 年第 4 回定例会(12 月)議決結果

第4回定例会が平成 29 年 12 月 8 日から 20 日までの 13 日間の会期で開催されました。条例、補正予算、など 12 議案が上程され、次のとおり 11 議案が議決されました。なお、条例の 1 つが審査不十分のため継続審査となりました。

【条 例】

●芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定

(継続審査)

平成 30 年 4 月 1 日より、地方創生に関わる組織及び地域課題の解決に向けた組織体制等を構築するため、条例の一部と関連条例を改正します。

●芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋中央病院の移転開院に伴い、新規に路線を延長することにより、芦屋タウンバス使用料を一部見直すため、条例を改正します。

●芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

公営住宅法の一部改正に伴い、入居者が認知症など収入報告書の提出を行うことが困難な事情にある場合、事業主による閲覧等によって把握した収入に基づき、家賃算定の手続きが進められるよう改めるため、条例を改正します。

【予 算】

●平成 29 年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ 7,500 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝社会保障・税番号制度補助金約 810 万円や福岡県漁業関係事業費補助金約 1,440 万円を措置したほか、財政調整基金繰入金約 4,890 万円などを増額計上しています。

歳出＝マイナンバー制度に伴うシステム改修費、柏原漁港泊地浚渫工事、路線変更に伴うバス事業費を計上しております。なお、柏原漁港泊地浚渫工事については繰越明許の措置をしております。

●平成 29 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

(可決 満場一致)

直営診療施設に係る国民健康保険調整交付金の交付決定により、特別調整交付金約 5,090 万円の増額計上しています。

●平成 29 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

(可決 賛成多数)

収益的収入＝電話投票、協力場の売上増に伴う発売金 96 億 1,753 万 8,000 円を増額計上しております。

収益的支出＝発売金の増額に伴い、払戻金などの開催費 86 億 2,033 万円を増額計上しております。

【意見書】

●所得税法第56条の廃止を求める意見書

(可決 賛成多数)

中小業者を支えている家族従業者の働き分である自家労賃は、税法上、所得税法第56条により、必要経費として認められていません。家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、所得税法第56条を廃止することを求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【その他】

●地方独立行政法人芦屋中央病院が行う出資等に係る不要財産の納付の許可

(可決 満場一致)

地方独立行政法人芦屋中央病院の新病院への新築移転に伴い、現病院の土地及び建物等が不要財産となり、出資等に係る不要財産を芦屋町へ返納するものです。

●地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更

(可決 賛成多数)

地方独立行政法人芦屋中央病院の新築移転に伴い、法人及び病院の所在地を変更し、また芦屋町からの出資に係る財産のうち、現病院の土地及び建物等を削除するものです。

●指定管理者の指定

(可決 満場一致)

芦屋町老人憩の家の指定管理者を指定するものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

衆議院解散に伴う選挙費用について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

【動議】

●民生文教常任委員長不信任

(可決 賛成多数)

民生文教常任委員会員掛俊之委員長の不信任動議です。

※可決されたことを尊重し貝掛委員長から辞職願が提出されたことを受け、民生文教常任委員会が開催され、新たに委員長に松岡泉議員、副委員長に辻本一夫議員が互選されました。

【報告】

●専決処分事項の報告

タウンバス中型車両の購入契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

●専決処分事項の報告

新後水団地建設工事（建築）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。